

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217) 又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のうちよ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

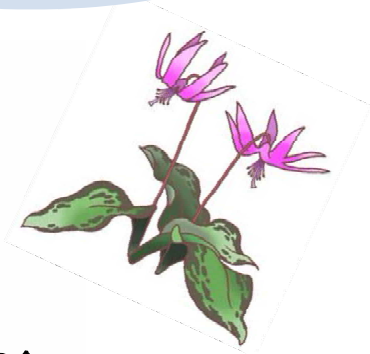
口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6

番号：108539

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



■大飯原発控訴審第 12 回口頭弁論 2017 年 7 月 5 日■

裁判官三人を忌避！証人却下を受けて・・・



7 月 5 日（水）、名古屋高裁金沢支部 205 法廷。合議のための 10 分ほどの休廷後の午後 3 時 10 分、裁判官三人が再入廷。内藤裁判長が今後の控訴審について、次回結審の可能性も含めてどのような審理方針を示すのか・・・法廷内は緊張感に包まれた。一審からこれまでに至る経過を述べた後、裁判長が「証拠調べの申請はいずれも却下します」と述べた次の瞬間、「忌避！一審原告らは、裁判官 内藤正之、鳥飼こうじ、能登謙太郎に対して、忌避を申し立てます。」という原告代理人河合弁護士の声が法廷内に響いた・・・。

当日は午後 2 時開廷。原告・被告双方の準備書面陳述後に、関電の地盤調査が不十分である旨を原告山本雅彦さんが意見陳述、さらに甫守弁護士が瀬戸一起（こうけつかずき）先生の証人尋問の必要性について、島田広弁護団長が今後の進行等について、それぞれプレゼンを行いました。その後、裁判長が双方の代理人に今後の進行についての意見を聞いてから、10 分間の休廷。

そして冒頭のような展開となりました。忌避申立の理由書は 7 月 10 日（月）には提出され、別の合議体によって検討・判断されることになり、その判断がいつ下されるのか、またその判断後にどのような展開になるのかは全くわからない状況になっています。

よって、次回期日等については不明→わかり次第連絡します。

大飯控訴審

第12回口頭弁論期日の概要

<以下、「期日の概要」は本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士のメモに依拠しています>

1 準備書面陳述・証拠提出等

▼裁判長：

一審原告は控訴審第32, 33準備書面をそれぞれ陳述。

▼笠原：

はい。

▼裁判長：

一審被告は準備書面(35)～(37)を陳述。

▼一審被告代理人：

はい。

▼裁判長：

一審被告から6月22日付け上申書が出ていますが、これは準備書面(36)の補正ですね。これも陳述しますか。

▼一審被告代理人：

はい。

▼裁判長：

一審原告からは進行意見書と証人採用を求める上申書が出ております。

それから、速記調書の訂正が6月29日付けで出ていますね。「オートスペクトル」を「応答スペクトル」に訂正というもので、これは明白な誤記ですから一審被告もよろしいですね。

▼裁判長：

一審原告は甲477の1, 2、甲478～482、それから甲483～487を提出。甲483以下は新聞記事ですので原本という扱いとします。

▼笠原：

はい。

▼裁判長：

また、一審原告からは、赤松証人と額額証人の申請が出ています。

▼裁判長：

一審被告は乙215～268を提出。乙246のみ原本ですね。

▼一審原告代理人・海渡弁護士：

前回の弁論調書に、一審被告は島崎証人の証言に反論する意見書を提出する旨ありましたが。

▼一審被告代理人：

検討の結果、提出しないこととしました。

▼一審原告代理人・海渡弁護士：

それではその旨、調書に記載してください。

▼裁判長：

その旨、調書に記載します。

2 意見陳述、プレゼンテーション

(1) 意見陳述＝控訴審第32準備書面（関西電力の基準地震動策定は、地盤調査が不合理という点からも過小評価であること。赤松先生の意見書に依拠）に関連し、関電の調査が他県の例と比べて極めて不十分であること

一審原告・山本雅彦さんが20分程度

(2) 額額一起先生の証人尋問の必要性

一審原告復代理人・甬守一樹弁護士が15分程度

(3) 今後の進行について、特に証人尋問の必要性

一審原告代理人・島田広弁護士が15分程度

3 今後の進行

▼裁判長：

今後の進行についてのご意見は。

▼一審原告代理人・島田弁護士：

私たちが申請した各証人尋問は、真相究明のため不可欠と考えます。

▼裁判長：

被告はいかがでしょうか。

▼一審被告代理人：

不必要と考えます。

▼裁判長：

それでは合議いたしますので、10分ほど休廷します。

▼裁判長：

一審では2年近く審理して原判決が出されました。控訴審では3年近くとなり、前回は地震の専門家もお呼びしました。書証も甲号証、乙号証とも数百部になりますので、審理に十分な資料が得られたと考えます。よって、証拠調べの申請はいずれも却下とします。

▼一審原告代理人・河合弁護士：

忌避！

一審原告らは、裁判官 内藤正之、鳥飼こうじ、能登謙太郎に対して、忌避を申し立てます。

当該裁判官らは、私たち一審原告らの申し立てた、応用地震学の専門家である額額一起氏の証人申請、地質学の専門家である立石雅昭氏の証人申請、地震工学の専門家である赤松純平氏の証人申請、耐震設計の専門家である長沢啓行氏の証人申請、熱工学の専門家である高島武雄氏の証人申請、原子力コンサルタントである佐藤暁氏の証人申請、福島原発事故の被害者である福島県相馬郡飯館村の長谷川健一氏の証人申請、大飯原発の検証申立、福島県相馬郡飯館村の検証申立、地震観測記録データの文書提出命令申立をことごとく却下しました。

とりわけ、額額一起氏の証人尋問と、地震観測記録データの文書提出命令については、大飯原発の再稼働を差し止めた原判決の相当性に関して、十分な審理を行い、本件において公正な審理をとげるために、必要不可欠なものであると思料します。したがって、これらの証拠調べ請求を全て却下するとした当該裁判官らには、民事訴訟法24条に定める「裁判の公正を妨げる事情」があると考えます。

なお、忌避の理由書は3日以内に提出します。

▼裁判長：

では、今日の手続はこれで終了します。

■参考■

民事訴訟法 第24条の1 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

原告意見陳述

関電の地盤調査は不十分です！

原告 山本雅彦さん

1 はじめに

私は福井県敦賀市に住んでいる山本雅彦と申します。

私は、関西電力（以下、「関電」という）の美浜・大飯・高浜原子力発電所などで仕事をしてきた原発技術者で、専門は電気計装学（原子炉保護・制御系の計測制御）と炉内核計装（運転中の核燃料の健全性を点検する）です。退職後は、

「原発の危険に反対」する運動にとりくみ、蒸気発生器細管破断や燃料棒破損、さらには死者を出した主蒸気配管破断などの事故・故障について問題点を指摘し、事故を二度と繰り返さないよう運動をしてきました。そして3・11福島原発事故以降は、原発をなくす「原発ゼロ」の運動をしています。特に、1995年の兵庫県南部地震以降、専門外ではありますが地質学、地震学を研究し、原発立地住民として、若狭で福島原発災害を繰り返させないために、力を入れてきました。その立場からすると、島崎邦彦・前規制委員長代理の本裁判でも証言はよく理解できるし、そのことに共感した周辺住民の「原発震災」の恐ろしさ、不安はぬぐえないと痛感しています。

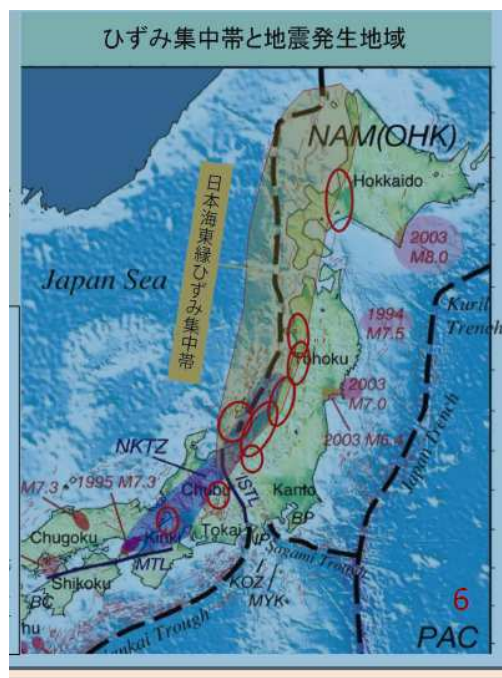
この点、私は、平成26年（2014年）3月27日、一審の福井地裁での第8回口頭弁論では、これまでの安全審査で、なぜ「活断層の見落としや基準地震動の過小評価が行われてきたかの原因」を詳しく陳述し、大飯原発は再稼働させるべきで

はないと主張しています。ぜひ私の意見陳述書をお読みいただきたいと思います。

はじめに、一審判決（福井地裁）について、事実から証明された先駆性について述べます。

熊本地震は、「2つの断層が、たまたま動いた」という専門家もありますが、熊本の本震の震源域は、前震の震源域を含んでいました。つまり、1つの断層が、活動範囲を拡大しつつ一連の地震活動を起こしたと理解すべきであり、福井地裁判決の指摘「これらの事例はいずれも地震という自然の前における人間の能力の限界を示すもの」は、熊本地震によって改めて確認されました。

原発が集中する若狭地域は、近畿トライアングルの頂点に位置し、「新潟・神戸ひずみ集中帯」の中にあり、同じ応力によって生じた活断層が密集する「共役断層帯」といわれる地域で、熊本地震と同じような地震が発生しないとは誰も予想できません。よって、同判決の正しさは、わずか2年で証明され、先駆性を発揮したといえます。（下図参照）



2 基準地震動の策定が適正になされたか否か、何ら明らかにされていない

さて、この裁判で、内藤正之裁判長は、「基準

地震動の策定が適正になされたか否かが争点の一つであり、重大な関心を持っている」と指摘したとおり、これが解明されないまま判断がなされることがあってはならないと思います。

これについて、本年4月24日この裁判の第11回口頭弁論で証言に立った前原子力規制委員長代理である島崎邦彦東京大学名誉教授は、基準地震動の策定においてきわめて重要な意味をもつ大飯原発敷地及び敷地周辺の地下地質構造調査がきわめて不十分であると証言しました。

島崎先生は熊本地震後、各種学会で、基準地震動について武村式等と比較して入倉・三宅式では過小評価になることを警告しておられます。更に、地下地質構造調査がきわめて不十分だという指摘は、入倉・三宅式などで計算する以前の問題で、地下地質構造調査で得たデータが間違っていればその結果は使えないということは、科学的常識ではないでしょうか。

安全審査に関わった前規制委員長代理からこのような証言がなされることはきわめて異例であり、島崎先生の証言が提起した地下地質構造調査の問題点の解明が求められます。

またこの問題は、私たち原告・弁護団も指摘してきたことで、関電による地下地質構造調査は、その範囲においても精度においても、現代の地質学及び地震学のレベルからはるかに立ち遅れた、きわめて深刻な欠落を含むものです。

関電が大飯原発敷地周辺の地質・地下構造の掌握のために行った調査と、独立行政法人・防災科学技術研究所の「ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究プロジェクト」（甲480の図1）が行った最新の知見を反映したとされる調査（平成20～平成24）とを比較し、関電が行った調査の不十分さを示します。

3 ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究プロジェクトについて

文部科学省が、独立行政法人・防災科学技術研

研究所に依頼して行われた「ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究プロジェクト」の概略は、ひずみ集中帯（同、図 2）の陸域及び海域で自然地震観測を行い、このデータに基づいて高精度な震源分布と 3 次元地下構造を得るとともに、人工地震などを用いた海陸の地殻構造探査、浅部地下構造調査などを行い、ひずみ集中帯の活構造、断層形状などを明らかにします。さらに、GPS による地殻変動観測によってひずみ蓄積の現状を明らかにするとともに、活断層の地形地質調査に基づき、変動構造・地殻ひずみ速度を明らかにします。河川の堆積作用によって生じた平野における浅部・深部統合地盤モデルを構築するとともに、震源モデル化手法の高度化を行い、更に、過去に起きた全ての地震の歴史資料調査に基づき、過去の地殻活動を明らかにします。

以上の結果を総合して、ひずみ集中帯の活構造の全体像を明らかにするとともに、強震動計算に基づく検証を踏まえて最終的な震源断層モデルを構築することにより、ひずみ集中帯で発生する地震の長期評価の精度向上や強震動予測の高度化を達成できるといいます。

次に、調査の具体的内容についてお話しします。

この研究プロジェクトに参加された、東京大学地震研究所の佐藤比呂司先生によれば、若狭湾地域と同様に新潟地域は、周辺の河川からの流入などにより厚い堆積物に覆われ、衝上断層や褶曲が形成されている地域では、地下の震源断層と褶曲構造との関係は複雑で、震源断層の位置と形状が明らかになっていないといえます。このため文科省の研究プロジェクトでは新潟地域において 5 側線を調査の範囲として設定（甲 480 の図 2）し、地殻構造探査を実施しました。

地震発生層の下限付近までの深さの地殻構造を明らかにするため、測線の長さは 70 km 程度を基準とし、「海陸統合探査」として調査を実施。海域では、震源として 3000 cu. Inch（1 立方インチ

＝16.378 ミリリットル）のエアガン（同、図 4）を使用し、海陸の接合部には海底着底ケーブルを敷設して、連続的な海陸断面を得ました。陸域では大型バイプロサイス（同、図 4）などを震源とし、データを取得しました。解析は通常の共通反射点重合法による反射法地震探査の他、とくに屈折トモグラフィによる速度構造の解析を行い、得られた速度構造は、断層の傾斜などを含めた地殻構造の解析に極めて有効で、いままで明らかにされてこなかったグリーンタフと呼ばれる火山噴出岩や、基盤の形状などが明らかになりました。

このような手法で調査することにより、地下 15～30km 程度の震度までの地下地質構造を掌握するのが、現在の地質学及び地震学で行われている調査手法であり、甲 480、8p の図では中越沖地震（2007）の深さ約 12 km の震源断層を見事に捉えるとともに、離脱・乖離が発達し、浅部と深部の構造が異なっていることが良くわかります。

4 関電の大飯原発敷地および周辺の地下地質構造の調査・観測には深刻な欠落がある

関電は、大飯原発の基準地震動を策定するにあたって、最新の地震動評価手法を用いて、検討用地震の地震動評価を行っているといえます。そのため、大飯原発に基準地震動を越える地震動が到来することはまず考えられないといい、そのために必要な、原発敷地と周辺の地下地質構造を掌握するための「P S 検層、試掘坑弾性波探査、反射法・屈折法地震探査や、本件発電所敷地および敷地周辺における常時微動記録を用いた微動アレイ観測、地震波干渉法」（甲 480 の図 6）など調査・観測による多角的な検討をもとに地下構造評価を行っているといえます。

本来、地下地質構造から原発の基準地震動を策定する場合には、原発敷地・周辺の地下 5～20 km の地震発生層といわれる地下地質構造を調べることは決定的に重要です。

しかし、関電の調査は、せいぜい大飯原発敷

地・周辺の 0～3、4 km、海底については海底から 0～300 m の地下地質構造に限られていて、極めて不十分であるといえます。

本年 6 月 21 日に関電が裁判所に提出した第 36 準備書面には、文科省が行った「大都市大災害軽減化特別プロジェクト（新宮から舞鶴の 1 測線のみ）」（大大特）による地盤速度構図による地震発生層の検討結果が示されており、それに気象庁一元化カタログによる側線に沿う幅 20 km の範囲の震源分布が示されている。いずれも「P 波速度が 6.0～6.2 km/s で、その上端深さは約 6 km であり、気象庁一元化震源に記載された震源深さと概ね一致していた。」（83～84 p）といい、さらに関電は、「より一層の保守的な評価という観点から、さらに上端深さを 3 km として地震動評価を行った」（85 p）といっています。

しかし、海上音波探査や陸域調査は、海上保安庁や文科省任せで、先に指摘したような陸海統合の詳細な調査などは行われていませんから不十分です。

5 大飯原発周辺の想定地震は、敷地・周辺の詳細は地下・地質構造を掌握するための、陸海統合の詳細な調査が必要不可欠

関電は、規制委員会の指摘も受けて、より保守的に考えたとして Fo-B～Fo-A～熊川断層を含む長さ 63.4 km、マグニチュード 7.8 に相当する地震を「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」と「震源を特定せず策定する地震動」のチャンピオン（一番大きな地震を引き起こす活断層）と考え、基準地震動 856 ガルを策定したといっています。

しかし、Fo-B～Fo-A～熊川断層と大飯原発との位置関係で、大飯原発に一番近い Fo-A 断層の距離は 3 km であり、検討用地震の断層モデルもこれ以上大飯原発に近づくケースは考えていません。兵庫県南部地震や熊本地震など内陸の地殻内地震が繰り返し起こった場合、地中の震源断層の破壊開始地点からスタートした地震であっても、変化

する三次元的な地殻内応力の分布状態によって断層面の傾きが数度違えば、表面に現れる断層は別の場所に出現する可能性が大いにあります。その場合、震源断層が大飯原発の敷地内を横切るケースも考える必要があります、だからこそ私たちは原発敷地と周辺の詳細な地下・地質構造を掌握するため、陸海統合の詳細な調査が必要不可欠であると指摘しているのです。

また上林川断層について、関電はこれまで「確実に活断層が存在しないと確認できた（福井）県境付近を北東端とした」と結論づけてきました。しかし、ダイヤコンサルタントの 8 人と関電社員 3 人（岩森暁如、玉田潤一郎、金谷賢生）が、上林川断層の北東端について調査した論文「京都府北部、上林川断層の横ずれインバージョン」では、「調査結果から、本地域の超丹波帯・丹波帯はスラストを介して積み重なり、一緒に東西～北西-南東方向の軸を持つ褶曲構造を形作り、地質断層としての上林川断層がこの褶曲構造を切って、おおい町笹谷付近まで追跡されることが明らかになった。」（甲 318）と記載されています。

よって、上林川断層の北端は、おおい町笹谷付近までつながっていることは明らかであり、その延長線上にある大飯原発の周辺付近の詳細は地下・地質構造を調査する必要があります。特に上林川断層の延長線上で、ほとんど調査されていない大島半島の大飯原発西側海岸線は、陸海統合の詳細な調査が必要不可欠です。仮につながっていることが確認されれば、この断層帯がチャンピオンとなり、基準地震動 856 ガルを確実に超えることは明らかです。

6、おわりに

7 月 1 日付けの朝日新聞に、島崎邦彦・前原子力規制委員長代理のインタビュー「あの津波に学んだか・・・原発の地震想定『過小評価』と確信 指摘続けなければ」という記事が掲載されました。

その記事の中で、「電力会社や地震学者は、震災前と後で意識はどう変わりましたか」という記者の問いに島崎氏は、電力会社に対しては「震災前とほとんど変わっていない会社もありました。・・・想定が小さければ耐震費用を抑えられる。地震の想定をわずかでも小さく見積もろうとするのは、コストカットと同じ意識かもしれません。安全文化に対する会社の体質の問題でしょう」と答えておられました。

また、地震学者に対しては、「自然に対し、こういう態度を取るのかということだと思います。我々にとって自然はある意味、神様で絶対的な存在です。どんな緻密な理論でも、自然が違う結果を示せば『その通りでございます』と言うしかない。だけれど、ものを造る側の人、自然に対する謙虚さが薄いかもしれません。あの津波で学んだはずでしたが、いまだ変わっていない人もいます」と述べました。これは、原発の安全性を高めることを軽視する人たち、コストカットを求める人たちへの警告だと思います。

内藤裁判長に申し上げます。文科省は、「ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究（平成19年～24年）」では、新潟地域や新潟沖～西津軽沖にかけての領域を対象に調査観測を進め、震源断層モデルを構築しました。しかし、それ以外のほとんどの地域については、震源断層モデルや津波波源モデルを決定するための観測データが十分に得られていません。こうした情報不足は、日本海側の地震・津波災害に対して、有効かつ適切な防災対策を施して行く上で問題になると考えられます」と明確に述べて、平成25年度から富山地域、石川地域の次に福井県地域を調査すると言っています。必要な調査が行われておらず、国が調査をすると言っているのです。少なくとも必要な調査が行われていないことは明らかです。「基準地震動の策定が適正になされたか否かに、重大な関心を持っている」と述べられた内藤裁判長として、今判断するというなら、公平・公正な判断として現

時点では危険性は否定できません。よって当該大飯原発の再稼働は認められないとする判決が出ることを願って、私の意見陳述とします。ありがとうございました。

プレゼンテーション

緋瀬一起氏の証人尋問を！

浦守一樹弁護士

島崎邦彦氏証言のまとめと、新たに東京大学地震研究所教授の緋瀬一起氏の証人尋問を実施する必要性があることを説明します。



前期刊日についての中日新聞の記事です。入倉・三宅式の使い方について、一審被告も規制委員会も間違っているということが整理されています。

5月24日「適合」決定が出されました。大飯原発の審査を担当した責任者であった島崎氏が、「必要な審査がなされていない」と証言されたことは大変に重いです。

● 島崎氏証言のポイント4点

① 入倉・三宅式そのものは間違っていない 使い方を間違っている

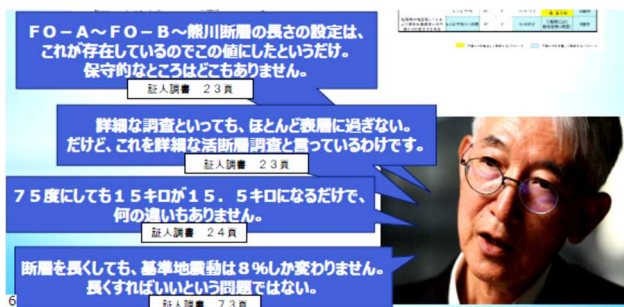
これが、島崎先生のご意見です。震源インバージョンの結果が入倉式に合うことは島崎証人も認めています。一審原告らもこの点は争いません。ですからこの裁判で、「入倉・三宅式が震源インバージョンの結果に整合しているから、入倉・三宅式は間違っ

ていない」というような主張・ご意見は、何の意味も無いのです。

② 地震発生前に震源インバージョンで求められるような大きな震源断層面積を把握できない

これが、入倉・三宅式の問題の根源です。震源インバージョンとは地震発生後のデータを使いますから、地震発生前には絶対に行えません。そして、「震源インバージョンによる震源断層面積は、事前設定される断層面積よりも一般的に大きくなる」と島崎先生は証言されました。入倉・三宅式というのは、震源断層面積と地震モーメントとの関係式ですが、それが震源インバージョンの断層面積に合うということは、事前設定される断層面積には合わない、予測式としては使えない、地震モーメントは過小評価になる式だということです。

③ 「詳細な調査」や「保守的な想定」では過小評価のおそれはなくならない



一審被告や規制委員会は、入倉・三宅式を使うことを止めない根拠として、「詳細な調査をしている」「保守的な想定をしている」と言います。

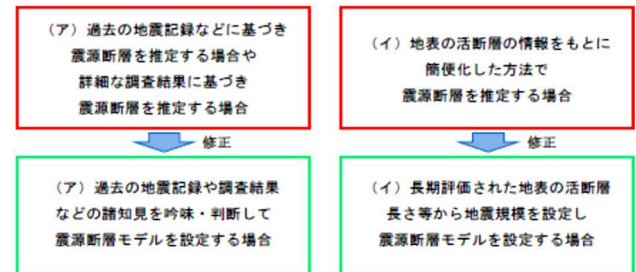
しかし、「詳細な調査」と言っても表層にすぎない、入倉・三宅式の過小評価の恐れを打ち消すような「保守的な想定」などしていないということを、島崎証人は繰り返し明確に証言されました。

④ 異例のレシピ修正を踏まえ（ア）ではなく（イ）を用いるべき

入倉・三宅式を使う地震本部のレシピ（ア）が使えないのです。現状では、松田式等で地震規模を設定するレシピ（イ）を使うしかないというのが、嶋崎氏の結論です。昨年6月に改訂されたばかりレシピが12月に再度修正されたこと、これが異例であ

ることや、このレシピ修正と基準地震動審査ガイドをふまえれば、審査には大変な欠陥があるということが明確に証言されました。

● 昨年12月のレシピ修正



（ア）の方法（入倉・三宅式を使って地震モーメントを設定）は「過去の地震記録などにに基づき震源断層を推定する場合や詳細な調査結果に基づき震源断層を推定する場合」というふうに、2つの方法が並列的に記載されていました。この、詳細な調査に基づき震源断層を推定しているかのような書きぶりは削除され、「過去の地震記録や調査結果などの諸知見を吟味・判断して」とされました。

一方で、松田式等を使う（イ）の方法は「簡便化する方法」という卑下した言い方が削除されました。さらに重要なことは、冒頭部分に以下の文章が加わったことです。

「ここに示すのは、最新の知見に基づき最もあり得る地震と強震動を評価するための方法論であるが、断層とそこで将来生じる地震およびそれによってもたらされる強震動に関して得られた知見は未だ十分とは言えないことから、特に現象のばらつきや不確定性の考慮が必要な場合には、その点に十分留意して計算手法と計算結果を吟味・判断した上で震源断層を設定することが望ましい。」

このレシピ冒頭の記載、この加筆部分「計算手法と計算結果を吟味・判断して」、これはレシピ（ア）と（イ）の方法を含んでいるということが、地震本部の強震動予測手法検討分科会の事務局が説明したことによっても明らかになっています。「特に（ア）の方法を使う場合には、例えば、併せて（イ）の方法についても検討して比較するなど、結果に不自然

なことが生じていないか注意しながら検討して頂きたい」と書いてあります。

一審被告はレシピ（イ）による計算結果を吟味・判断していますか。やっていません。ということは、このレシピの手順に明らかに反しているということです。

● 東京大学地震研究所教授の瀬戸一起氏

昨年12月にレシピが変わったのは、瀬戸一起氏の問題提起によっているということが、情報公開請求で得られた資料から明らかになりました。瀬戸氏の「まとめ」のスライドが大変重要です。

- たとえ詳細な調査が行われたとしても、活断層や地震発生層の調査から将来の地震の震源断層の面積を精度よく推定することは困難であることが、熊本地震の実例で明らかになった（熊本県が1996年と1998年に詳細な調査を実施）。
- そのため、震源断層面積から予測を始める（ア）より、活断層調査で精度よく求まると言われる地表地震断層の長さなどから予測を始める（イ）の方が安定的である可能性が高い。全国地震動予測地図では活断層の地震に対して（イ）のみを用いている。
- 以上を踏まえ、「予測手法」における（ア）のセクションタイトルを、「（ア）過去の地震記録などに基づき震源断層を推定する場合や詳細な調査結果に基づき震源断層を推定する場合」から「（ア）過去の地震記録などに基づき震源断層を推定する場合」に替えたらどうか。
- 同じく（イ）のセクションタイトルを、「（イ）地表の活断層の情報をもとに簡便化した方法で震源断層を推定する場合」から「（イ）その他の場合」に替えたらどうか。

レシピ（ア）より（イ）のほうが安定的に予測できることからレシピが修正されたのです。レシピ

（ア）の表題は、「過去の地震記録などに基づき震源断層を推定する場合」に変えることがもともと提案されています。そして（イ）は単に「その他の場合」とすることが提案されており、「長期評価の」は提案に無かったのです。

この瀬戸氏の提案について、議事概要で☆☆委員となっている方が、以下のようにコメントしています。

「★★（瀬戸）委員の資料に書かれていることは正しいし、分析も正しいと思っている。」「（ア）を直接実施しようとする、不確実性がまだ残っている。」

「（ア）の方法は重要だし、（イ）の方法も重要。両方やることには賛成」

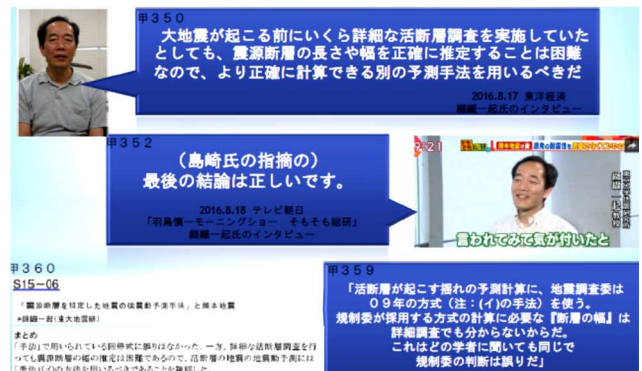
この☆☆委員は、他の発言内容から推測すると入倉孝次郎先生で、ほぼ明らかだと思います。

島崎証人の問題提起に非常に反発されていた入倉

先生も、瀬戸氏の資料が正しい、入倉・三宅式で地震モーメントを予測するには不確実性が残っている、これを認めているということです。入倉先生が、「（ア）も（イ）も両方が重要だから、両方やれば良い」というふうにおっしゃっているわけです。

修正されたレシピでは（ア）も（イ）も両方やらないといけないということになったのです。一審被告は（ア）だけやって、なんで（イ）をやらないのでしょうか。それは、基準地震動が大きくなったら困る、保守的な設定をしたくないということだと思います。非常に危険なことです。

瀬戸氏はたびたびマスコミ等で発言されています。



2016.8.17 東洋経済「大地震が起こる前にいくら詳細な活断層調査を実施していたとしても、震源断層の長さや幅を正確に推定することは困難なので、より正確に計算できる別の予測手法を用いるべきだ」。つまり、これは、（イ）の方法を用いるべきだというふうにコメントされています。テレビのインタビューでは、「大飯の基準地震動は過小評価になっている」という島崎氏の「結論は正しい」というふうにコメントされています。昨年秋の地震学会の予稿では「レシピ（イ）を使うべきだ」とはっきり書いてあります。8月30日の毎日新聞の記事では、「これ（（イ）を使うことは）はどの学者に聞いても同じで規制委の判断は誤りだ」と述べています。

この問題について規制委員会はたびたびおかしな対応をしています。先ほどの毎日新聞8月30日の報道について、規制庁の幹部はこういうことを言っています。

▶2016.10.5 原子力規制委記者会見）小林勝総括官

「8 月 30 日の毎日新聞の記事の中で瀬瀬先生が規制委員会の判断は誤りだというようなことを書かれていますけれども、これは瀬瀬先生に推本の事務局から確認しました。私はそんなことは言っていないということにもかかわらず、こういうふうに書かれていたということ。そういった間違っただけの記事をベースにお話しされても、我々はお答えのしようがありません。」

瀬瀬氏は「規制委の判断は誤りだ」と記事に書いてあるにもかかわらず、なぜか規制庁は自分たちで（瀬瀬氏に）確認しないで推本の事務局に確認させている。それで、毎日新聞の記事は「誤報だ」としているわけです。記者は「レシピ（イ）の手法に見直すつもりはないということでしょうか。」と更に問い詰めますと、「（瀬瀬先生は、（ア）の方法、（イ）の方法を使う使わないについて）特に提案しているわけでは」ないということまで、規制庁の幹部がおっしゃっています。

先ほどの予稿を見ても、瀬瀬氏はあきらかに「（イ）を使うべきだ」と書いていますし、先月京都でありました瀬瀬氏の講演に私も行ってきましたが、『予測手法の（ア）か（イ）か』の問題も科学で決着が付けられている問題」「（イ）を選択するという解決策」とはっきりおっしゃっていました。毎日新聞を「誤報だ」といっている規制庁のほう明らかに間違っています。

私は瀬瀬氏の話を持直接聞いていますので、わかります。裁判所は瀬瀬氏の話を持直接聞いていらっしゃるわけですから、「もしかしたら、この毎日新聞の記事と規制庁とどちらが間違っているのか判断がつかないのではないですか」ということです。だったら、きちんと瀬瀬氏を呼んで直接話を聞くべきではないでしょうか。

● まとめ

- ① 島崎氏の結論は、当面レシピ（イ）を用いるべきということでした。
- ② 昨年 12 月のレシピの修正は、予測にはレシピ

（イ）を用いるべきという瀬瀬氏の提案を踏まえたものです。

③ 瀬瀬氏は、レシピ修正時に地震本部の部会長、主査を務めていた強震動の第一人者で、レシピ修正の趣旨をうかがうにはこれ以上ない方です。

④ 瀬瀬氏は、耐震バックチェックで本件原発の審査を主査として担当しており、基準地震動にも明るい方です。

⑤ 瀬瀬氏を証人採用して島崎証言の正しさを再確認していただき、今こそ規制機関の横暴を司法が止めるべき時と考えます。

審理の早期終結はありえません！

（6 月 5 日提出意見書関連） 島田広弁護士団長

下記、6 月 5 日提出の意見書に基づいてパワーポイントを用いてプレゼンを行いました。また、裁判所への意見書提出に際しては、6 月 5 日に福井市と金沢市で記者会見を行っています。この記者会見の様態については、本誌新聞スクラップの毎日新聞の 6 月 6 日付記事を参照ください。

進行に関する意見書

（島崎証言が示した問題点を解明する徹底した審理を求める）

1 前回期日における島崎証人尋問の結果、次のことが明らかになった。

①一審被告の行った地盤調査は、特に海底の音波探査については、震源域のはるか上部のきわめて浅い地層しか捉えられておらず、震源域に当たる深さの地層は調査できていないこと

②入倉・三宅式は、地震発生後に震源インバージョン等により解析された断層面積を当てはめればおおよそ妥当な結果を得られるが、地震発生前に確認できる活断層の長さを当てはめると地震動の大幅な過小評価となり、入倉・三宅式を基準地震動の算定に用いた原発では基準地震動が過小に算定されていること

③入倉・三宅式を過小評価の少ない武村式に変えることで基準地震動の算定値は大幅に増加するところ、一審被告の主張する三連動評価や「不確かさの考慮」によってカバーされる増加分はこれよりはるかに小さく、一審被告による「不確かさの考慮」はきわめて不十分であること

④このように、本件原発につき入倉・三宅式を用いて基準地震動を算定すると過小評価になること自体は、島崎氏のみが主張していることではなく、東京大学の額額一起教授や三宅弘恵准教授の見解からも示されていること

⑤地震本部が2016年12月9日に行ったレシピの改訂によっても、過去の地震記録のない本件原発において入倉・三宅式を用いて基準地震動を推定する手法は事実上否定されており、この点で基準地震動の審査は不十分で、「最新の研究成果を考慮」するとした審査ガイドにも反した欠陥があること

2 上記島崎尋問は、本件訴訟における、とりわけ本控訴審における、一審被告の安全性に関する主張を、ことごとく打ち砕くものである。

すなわち、一審被告は、これまで、①一審被告は慎重な調査を行って地盤の安全性及び周辺断層の状況を確認している、②「不確かさの考慮」を十分行い、本来必要のないF O-A～F O-B～熊川断層の三連動評価まで行って、基準地震動の妥当性を確認した、③こうした一審被告の基準地震動の設定は、福島原発事故の教訓を踏まえた新規制基準に基づく規制委員会の厳しい安全審査によっても、その妥当性を確認されている、と主張し、これを本件原発の安全性の主張の柱としてきた。

ところが、上記島崎証言によって、①一審被告による地盤や断層の状況の確認は到底十分なものとはいいがたいこと、②一審被告の主張する「不確かさの考慮」や三連動評価によっても、入倉・三宅式を用いるに伴う基準地震動の過小評価

は到底カバーしきれないこと、及び③規制委員会による審査は、学会や地震本部の最新の知見に何ら対応しておらず、著しく不十分で審査ガイドにも反した欠陥があるのに、規制委員会はこれを事実上無視していることが明らかになっており、一審被告らの上記安全性に関する主張は、島崎証言によって、その根幹が否定されているといえるのである。

3 上記の経過からすれば、一審被告の従前の主張立証、及び一審被告が甲第214号証として提出した安全審査の審査書によっても、何ら本件原発の安全性は証明されず、本件原発については基準地震動が過小評価されており、一旦地震に見舞われた場合に原判決が指摘するような深刻な事態に陥る危険性があることが明らかになったといえる。

なお、一審原告が次回期日に提出する予定の甲第478号証は、島崎証言とは別の観点からの検討によってではあるが、一審被告による『地盤特性（サイト特性）』『伝播特性』『震源特性』の地域性の考慮によって、「平均像」に基づく基準地震動策定の問題点を回避することは可能であり、一審被告は慎重に地域特性を調査・考慮して基準地震動を策定した」旨のこれまでの主張立証が虚構であり、真実は、不利なデータを無視し、架空の地盤モデルをつくりあげるなどして、基準地震動を過小評価していたに過ぎないことを明らかにするものであり、きわめて重要な証拠である。これにより、一審被告による地盤・断層調査及びそれに基づく基準地震動策定が重大な欠陥を含むものであることが、一層明白となった。

4 裁判所が、福島原発事故以前に、杜撰な安全審査の問題点に目を向けることなく、安易な安全審査の追認を繰り返し、結果として同事故を防げなかった「司法の責任」を真摯に反省するならば、上記島崎証言等が提起した問題点から目を背

けることは断じて許されない。同証言の内容及びこれに関連する諸問題について、改めて徹底した攻撃防御の機会を当事者双方に与え、充実した審理を行うことは、貴裁判所が国民に対して負っている重大な社会的責任である。

5 以上を踏まえて、今後の進行について、一審原告らは改めて次のことを求める。

(1) 今後、島崎証言に対する反論の主張立証が一審被告からなされることが予想されるが、一審原告らに、これに対する再反論の主張立証の機会を十分に与えられたい。

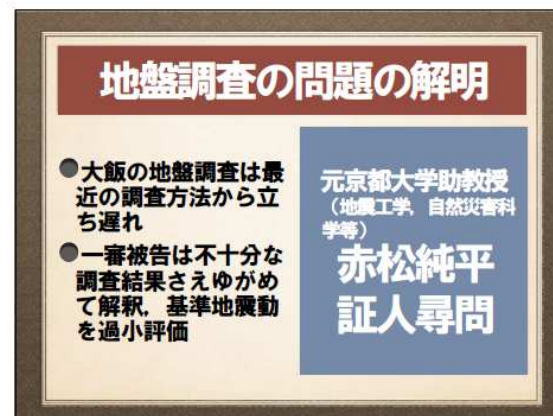
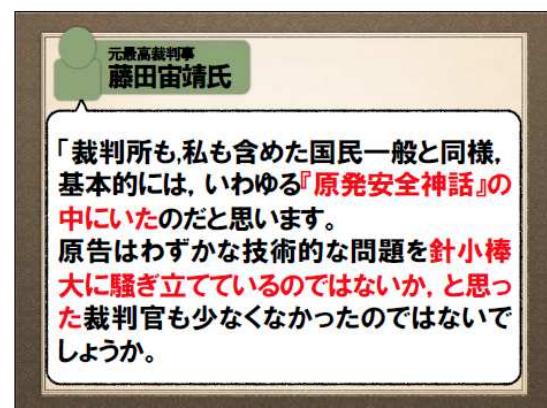
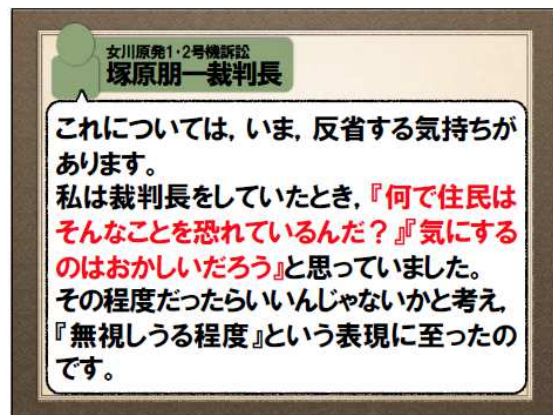
(2) 島崎証言が提起した、一審被告による断層・地盤調査の不十分さの問題は、まさに本件原発の安全性の根幹を揺るがす重大問題である。この点に関して、一審原告らは、既に地質学の専門家である立石雅昭氏（現新潟県「原子力発電所の安全管理に関する技術委員会」委員）を証人申請しており、同氏の証言によって、島崎証言の上記指摘をさらに詳細かつ具体的に証明する予定であるので、その証人採用をなされたい。

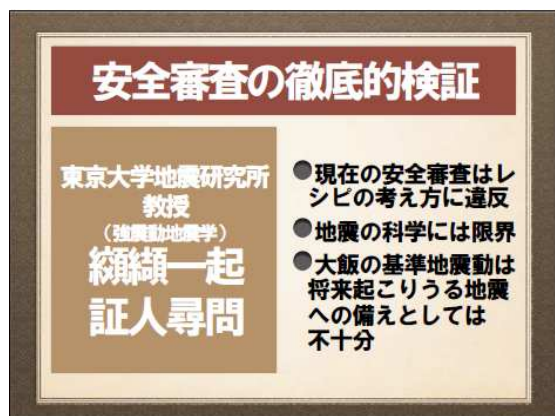
(3) 島崎証言によって問題点が明らかになった新規制基準に基づく安全審査、前回提出された甲第214号証についても、一審原告らはその問題点を整理して主張する予定であり、また既に関連する証人申請を行っているので、今後の一審原告らの主張を踏まえ、重要証人について証人採用をなされたい。

なお、万が一、貴裁判所が、島崎証言が示した上記問題点を無視し、以上のような充実した審理をつくすことなく結審を計ろうとする場合には、一審原告らは、批判を恐れず証言にたった島崎証人の勇気と、「二度と原発事故を繰り返すな」との国民の切なる願いにこたえるべく、重大な決意をもって次回期日にのぞむ所存である。

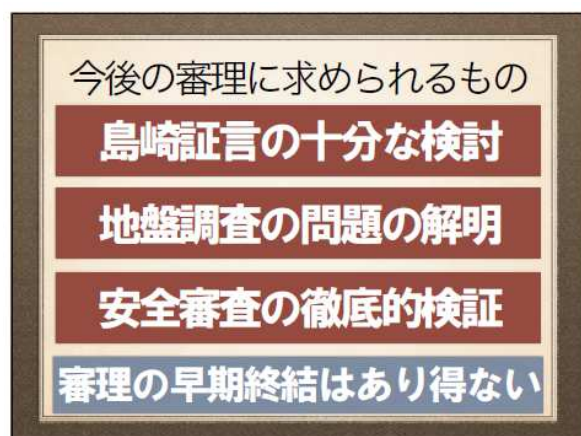
以上のような意見書の内容の他に、以下のような元裁判官のコメントを紹介し、さらに立石雅昭

氏の証人尋問申請に加えて、新たに赤松純平氏及び瀬瀬一起氏の証人尋問についても採用を訴えています。





そして最後に今後の審理については、以下のスライドで結んでいます。



記者会見&報告集会

(閉廷後、午後 3 時半より金沢弁護士会館にて。
記者会見の司会進行は鹿島弁護士)

◆原告団長：中島哲演さん



皆さん、ごころうさまです。感想みたいなことを一言だけ申します。内藤裁判長は、ひょっとして、島崎証言を自ら採用して、「良く理解できた。もう今さら次なる証人も要らない。関西電力から反論も出てこないし、もう終結して、良い判決を出そう」そういうことな

のかという超善意の解釈を、坊主の私としてはしたいところです。

ただ、もうひとつ、高浜 3,4 号はすでに稼働しています。昨日から営業運転に入りました。高浜 3,4 号は 1 基 87 万 kW です。1 時間で 87 万 kWh、来年の 6 月 8 月まで動かすと言ってますから、その 24 倍の 365 倍、いかに巨大な利益（電気料金）が関西電力に入るかということです。大飯 3,4 号は 117 万 kW です。早くて 10 月中に遅くても年内に大飯 3,4 号を再稼働したいと、関西電力は目論んでいるわけです。内藤裁判長の今回の終結の決断が、客観的にはそういう関西電力の利害に加担する判決を考えておられると、一方の超善意ではなくて客観的に考えると、こういうことなのかなと思います。

今日の原告団・弁護団は素晴らしかったですね。海渡さんが『序章』で、さりげなく「関西電力は専門家の反論書を出すって言ってましたけれど、出しましたか。出せないんですね」という確認をされる。『第 1 楽章』が山本さんがきちっとメインのテーマを意見陳述されました。『第 2 楽章』は歯切れ良い明確な甫守さんの主張がありました。『最終楽章』島田さんのたたみかけのような申立てがありました。ほんとに今日はありがとうございました。

◆島田弁護団長

今日は多数の傍聴をいただきありがとうございます。まだ証拠の採否の問題で結論は分らないのですが、今日の裁判所の場で、我々が「国の安全審査には問題がある」ということを丁寧に説明したにもかかわらず、その究明を一切拒否して裁判を閉じようとした、この裁判所の態度については、「原子力安全神話」の再構築に裁判所が再び手を貸すのではないかという疑念を生じさせた重



大な一日でした。

こうした裁判所の「暴挙」の背景には、先日、大飯 3,4 号の審査書が採択され「安全審査が通った」ということが非常に大きいと思います。

しかし、前回期日の島崎証言の中で、あるいは今日説明のあった額額一起教授の提案・談話の中でも、大飯原発の安全審査に重大な欠陥があるということを明らかにされています。ここを裁判所が解明することなく、「安全審査」の結果を受け入れるということは、人権を守る最後の砦としての裁判所の役割の放棄に他ならないです。

まだまだ次回…、結果は分かりません。そして、忌避をめぐっての裁判もあります。しかし私たちは、こうした裁判所の在り方について、強い危惧を持ちます。これは、名古屋高裁金沢支部だけの問題ではないと思います。最高裁が、3.11 の直後は反省をして軌道修正を図るのかなと見えたのですが、今は「以前の原発裁判の在り方で良いんだ」という旗を振り始めたということの結果がここに表れていると思います。

こうした裁判所の在り方を改める闘いを、私たちは全国で展開すべき時に来ていると強く思います。そういった面でも皆さまのお知恵をお借りしながら、私どもも奮闘してまいります。

◆笠原弁護士（弁護団事務局長）

本日の期日における一審原告、一審被告、双方の主張について申し上げます。（編注：合計5つの準備書面の内容説明と短評でしたので、箇条書きにします）

① 一審原告第 32 準備書面

- ・赤松純平先生の意見書をベースにしたもの。
- ・島崎証言の「地震の記録が無い大飯原発に、地震発生後のデータを基に作られた入倉・三宅式を使うのは間違っている」とは異なる視点。
- ・「関西電力の地盤調査が極めて不十分だ。地盤特性の地震波速度について関西電力は大きすぎる評価をしている。このことは基準地震動について

過小評価になる」という主張。

- ・赤松先生のご指摘も島崎先生と同様に、裁判所はご本人から十分に話を聞いて解明するべき。

② 一審原告第 33 準備書面

- ・原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」H28.06 策定（317 頁）に対する反論。
- ・規制委員会・規制庁は本来、科学者・技術者の主導する組織のはずだが、上記文書には多くの箇所科学的根拠が示されていない。
- ・「IAEA の基準に則していなくても構わない」と言う箇所がある。これは 3.11 後の原子力規制法規改正点に反する。

- ・規制委員会に政策的な裁量が認められるような主張をしている。いわば「A という政策と B という政策の選択権限を規制機関がもっている」という態度。伊方原発訴訟最高裁判決でも「規制機関の裁量」を認めておらず、違反している。

- ・この文書に対して、脱原発弁護団全国連絡会では 300 頁近い報告書をまとめた。この報告書では規制基準の違法性や、島崎先生、額額先生の視点を踏まえて主張している。

③ 一審被告準備書面（35）

- ・内容は、我々の控訴審第 30 準備書面、第 31 準備書面に対するもの。

- ・原発の通常運転によっても健康被害が生じている、事故時の 250km 圏外でも健康被害が生じ得るという主張への反論。

- ・主な例では、「玄海原発のある佐賀県玄海町で白血病の比率が佐賀県の平均より高いように見えるのは、玄海町の人口が少ないから統計上大きな数値が出てもおかしくない」という反論だが、統計学としてまともな説明がなされていない。

④ 一審被告準備書面（36）

- ・「大飯原発の基準地震動の設定は正しい」というこれまでの主張をまとめたもの。

⑤ 一審被告準備書面（37）

- ・島崎証言（4/24）に対する反論。しかし、学者

の意見書は提出されていない。

・額額先生の見解へのコメント（113頁あたり）、
一審原告第32準備書面・赤松先生意見書に対する反論（183頁以降）も示されている。

・額額先生や赤松先生に関西電力が異論を示した
ということは、額額先生や赤松先生から詳細にご
意見をうかがうべきであることを、関電自身が準
備書面に書いていることになる。

＜まとめ＞

それにもかかわらず、額額先生、赤松先生、立
石先生の証人尋問の必要性が無いということであ
れば、普通に考えると、3人の先生から直接に意
見を聴くまでもなく、意見書や学術論文だけで十
分に判断できるということのはずです。

今後も法廷や法廷外のような場面で、原告、市
民、弁護団が声を上げていきましょう。

◆海渡弁護士

我々としては、島崎さんの証人採用、額額さん
の証人採用と続けて、原告側勝訴判決しかないとい
うところに追い込もうとしていました。今日は
意見陳述も万全の体制でやったんです。10分ほど
の合議休廷を経て、裁判長が言ったことは「たく
さん書証も出てますし、裁判が始まって3年経
つ」と、愚にもつかないことでした。先ほど中畠
さんから究極の善人説「もう原告側を勝たせる結
論ができています」がありましたけれども、いくら
人の良い私でもそうは思えませんね（笑）。

ほんとに原告側勝訴判決を書こうと裁判所が思
えば、少なくとも額額さんは証人採用して聞いた
ら、万全のものが書けるわけです。「聞く必要が
ない」と言っていることは、良くないメッセージ
と思わざるをえません。

私の原発裁判の経験で、いったん負けても、そ
の後にひっくり返ることだってありました。もん
じゅ訴訟（1985.09～2005.05）、起こした最初は
却下されました。それが1回目の最高裁まで上が
って原告適格が認められ、地裁で棄却で、高裁で

（5回目の判決）でようやく勝ったのです。そう
いう過去の例などを考えれば、まだまだ序の口で
す。もしかしたら、忌避審をやっているうちに転
任などで裁判長が代わることもあります。まだ、
結審されていませんから、裁判としては続してい
ます。諦めるのは早いです。

「とにかく2人採用しなければ忌避する」とし
か聞こえない意見陳述を島田さんにやってもらっ
て、そこでガクッときて「採用します」と言わせ
たかったけど、そうならなかったのは残念です。
でも、非常に立派な忌避の申し立て、さすが河合
弁護士です。気品がありましたね（笑&拍手）。

別に、あの裁判長が秋ごろにもう一回会うこと
になった時、前言を撤回して証人を採用したって
良いわけです。忌避却下決定の中に「この証人ぐ
らい採用をしたらどうか」が書かれるかもしれな
い。そういうこともあるんです。

◆河合弁護士

忌避したことのある弁護士は少数で100人に1
人いるかです。まあ、「裁判官、ちゃんとした判
決書くはずないから、どけっ」と言っているのと
同じですから、裁判官に正面から喧嘩を売ること
です。これは勇気のいることです。

権力と闘うことを業とする弁護士は、普通の弁
護士よりは忌避の確率が高いです。でも、今日、
忌避は「だれがするの」となって、みんなが「河
合さん」（会場：笑）。ぼくはきっと、そういうこ
とが平気なんだろうと思われているのでしょう。

ぼくは弁護士50年で、今までに5回ぐらいで
す。若気の至りの忌避もありましたが、今日の
忌避は、ほんとに忌避されてもしょうがないケー
スだと思います。

甫守弁護士が「なぜ、額額証人が必要か」

「(ア) だけじゃだめだ」「レシピも修正されてい
る」「額額さんはこう言っている」「いや言ってな
い」…「真偽をはっきりさせましょう」「額額さ
んから直接に聞きましょうよ」と言っているの

に、「聞かなくて良い」。これはどういうことだ、真理を究明する気があるのか、公正な判決を出す大前提じゃないか。真理を究明する気があるのか疑わしいから忌避をするというのが、今日の申立ての論理です。

この大飯原発の闘いは、樋口裁判長の歴史的な判決をまもる闘いであり、3.11以降に私たちが攻勢に転じた初めの裁判です。その後、たくさんの原発裁判の闘いが広がり、勝てそうな裁判も増えています。嚆矢となったこの裁判を闘いながら、全国的な視野で日本のすべての原発を止めて廃炉にもっていく、そういう観点から、粘り強く闘っていきます。

◆記者との Q&A

Q：①忌避を申し立てた場合の今後の流れ、②関西電力第 37 準備書面に書かれていた島崎証言に対する反論はどういうもの、この 2 点を教えてください。

A（大河弁護士）：今後の流れなのですが、法廷で河合弁護士が述べたように、3 日以内に忌避の理由を明らかにする書面を出します。それで、今の裁判体とは別の合議体で判断してもらいます。どれくらいの期間かわかりませんが判断が出て、却下の場合は即時抗告、その却下で特別抗告や許可抗告になると思います。

A（笠原弁護士）：第一審の場合には今のとおりですが、本件は高裁ですので、判断に対する異議申し立てが却下された場合には最高裁への特別抗告をとる手続きです。

A（甫守弁護士）：準備書面 37 の全部が島崎証言に対する反論というわけではないのですが、ざっくり言うと「島崎氏の見解は科学的合理性が無い」という内容です。相変わらずインバーションの結果とかを使って「入倉・三宅式は正しいんだ」とか「査読のある論文なのでその合理性は検証されている」とか、反対尋問にも有った「島崎氏の使っているデータはこっちの本を見ると違う

断層の長さを書いてあって、断層の長さの設定がおかしい」とか、そんなような話を書いてあります。それから、「詳細な調査を行っていて、不確かさの考慮として保守的な想定をしているので、過小評価はありません」、そういう話が縷々長く書いてある書面になっています。

A（海渡弁護士）：高裁の別の部で忌避を審理して、その結果について異議申し立てはできると思います。その審理を含めた裁判体が組めるか、ここは裁判官が少ない高裁支部なので名古屋になるのか、調べてみないとわからないです。異議申し立て後は特別抗告になります。問題は、特別抗告期間中に裁判をやれるという最高裁の判例があります。だから、忌避の異議申し立てが終わった段階で、期日を入れようとするでしょう。でも、今から数ヶ月はかかると思います。

Q：忌避が却下されて、内藤裁判長が継続した場合には、次回期日は結審の場になるのですか。

A（海渡弁護士）：まだ、裁判長は「次回に結審」とまでは言ってません。「却下する」と言ったところで、河合さんが忌避を言いました。次は普通の口頭弁論期日として指定するのですけれども、その期日を指定して、その日までに最終準備書面を出せと言ってくる審理指揮をやる可能性はあります。でも普通は、もう一回期日を開き、そこで「次回期日で結審です。最終準備書面を書いてください。」とやるのが丁寧なやり方です。

我々としては、裁判長が代わる確率に少しでも賭けたいので、徹底的に延ばしていく方針になるかと思います。

Q：忌避の検討については、名古屋高裁金沢支部の別の裁判体が行うのですか。

A（笠原弁護士）：5 年ほど前に私が別件で、名古屋高裁金沢支部の裁判官の忌避を申し立てた時は、忌避の審理担当は名古屋高裁の本庁でした。

A（海渡弁護士）：「名古屋高裁の別の裁判体」と記事に書けば間違いがないです。支部で裁判体が組めない場合は、本庁に行きます。名古屋高裁

の、と書けば支部も含まれます。

Q：関電側が島崎証言に対する専門家の意見書は提出しないということですが、今後ずっと提出しないという意味ですか。

A（河合弁護士）：もう出さないということです。こちらの弁護団内部では、「書いてくれる学者を探したけれども、みんなから断られたんだろう」と話しています。

Q：証人の採用について、法廷で関電側が、「科学的・専門的なことについては書面のほうが良い」という言い方をしていました。これは一般的なことですか。3月末の伊方広島地裁決定では、確か「証人尋問が必要」と書かれていました。

A（河合弁護士）：形式論議で言うと「科学的なことは書証で良いんだ」という説が無くはないけれど、実際には原発裁判なんかだと、重要な争点についての科学的な知見というのは、最後は証人で詰めていくことが多いです。「書証で良いんだ」というのは裁判官が本当に大事なところの心証形成に至らないと、ぼくは思います。

A（海渡弁護士）：大間原発の函館裁判では、電源開発という会社が沢山の証人を申請してきました。専門家や自社の技術者の証人を立てて、裁判所は全部採用して尋問をやったのです。裁判所が真剣に取り組んでいる裁判で負けそうだったと思ったら、電力会社の側は必死になって証人を申請してきます。ここの裁判所は電力会社側から馬鹿にされています。「どうせ何もしなくても勝たせてくれる」と思っているから、こんな対応なのです。

被告側が「まともな裁判所だ」と思っているなら、前回、島崎さんにあんなことを言われたのだから、「反論する証人を立てます」と言います。そうならないのは、この裁判所は「何もしなくても…」さらに「何もしないほうが良い」と被告側代理人から思われているからなのです。

そういうことが全部見えているから、我々としては、島崎さんに次いで瀬瀬さん、原子力の規制行政の中心にいた人で、「いまの規制では安全性

が保たれない」と言っている、決定的に重要な人を採用しろ、それ無しに原発を動かせるものかと主張して、裁判に挑んでいます。それも調べない。この裁判所は「公平な裁判所」と、相手方が見ていないということです。

A（鹿島弁護士）：今の点の補足で、瀬瀬先生の証人尋問が何で必要かというところ、甫守弁護士から簡単に説明してもらいます。

A（甫守弁護士）：島崎さんの証言の中で、結論は「レシピの（ア）：入倉・三宅式使用が使えないのだったら、今のところ（イ）でやるしかないね」という結論だったと思います。

一審原告側は、昨年12月にレシピが変わったのは、島崎先生のおっしゃるとおり「（ア）は予測の時に使えないから、（イ）でやるしかない」という趣旨だと主張しています。しかし、関電や規制委員会はそれを認めていません。

このレシピが「どうして、どういうふうに変わったのか」というのは、情報公開請求で資料が出てきて、ある程度を把握することはできました。瀬瀬先生が資料を提示して問題提起をされ、その議論の結果で変わったことも分かったわけです。

それでも、いまだに規制庁は「表現が変わっただけだから…。（ア）を使うか（イ）を使うかは電力会社が決めることで、我々は関知しない」とか「断層が長いから（イ）は使えない」とか、そんな明らかに間違ったことを記者会見でおっしゃったりしています。

このレシピの修正を踏まえると、「（ア）と（イ）の両方を使って、より保守的なほうを活かすことが予測の時には安定している」というのが地震本部としての趣旨だと思います。それを説明していただくのに最もふさわしい方が、このレシピ修正の契機になっている提案をされた、強震動評価部会・部会長であり、強震動予測手法検討分科会の主査であられて、公的にもこの趣旨をきちんと説明すべき立場にある瀬瀬さんです。「証人に採用する以外にないです」と説明しました。

すでに（ア）だけでは不十分だということは明らかになっていると思います。とくに大飯については、断層がほぼ垂直という設定になっている上に、断層が原発に近くて基準地震動に十分な余裕が必要なのに、あまり余裕をもっていない。それから、『応答スペクトルに基づく手法』という、本来は基準地震動でこのレシピを使う断層モデルだけではなくて、もう一個の手法（通常はこちらが大きな値が出る）を使うのですが、大飯は断層が近すぎて、この『手法』を使えないという事情もあります。

ですから、断層モデル手法の（ア）なのか（イ）なのかというのは、大飯にとって非常に重要な問題なので、ぜひ大飯の裁判でこの問題にけりをつけてほしいと思います。

これから裁判官の気が変わって、瀬瀬さんを採用してくれるかもしれないですし、そうでなくても、これまでのこちらの主張・立証で十分で、「（ア）だけでは足りない」と言ってくれるかもしれないので、引き続き『勝ち』を目指してやっていきたいと思います。

Q：3点うかがいます。①島崎証言を裏付ける証人尋問の必要性、②これを却下した裁判所についてのご感想、③今日の忌避以後、裁判所に求めること、島田先生にお聞きしたいです。

A（島田弁護士）：①瀬瀬先生は、今の安全審査の根本的な問題点を明らかにする証人です。仮に裁判所が安全審査を是として判決を書こうとしても、安全審査が信頼をおけるものなのか、きちんと審理をして判決を出すべきです。

②住民の安全に対して裁判所が責任をもって考えようという態度なのか、大きな疑念を生じさせ、強い憤りを感じる却下決定です。

③忌避後の裁判がどうなるかについて、まずは、忌避の正当性をしっかり主張します。この裁判は、「福島原発事故を二度と繰り返してはいけない」という思いで、多くの住民・市民が立ち上がった訴訟です。そして、第一審で樋口裁判官が

まっとうな判決を出してくれた思いにも私たちは答えたいと、これまでずっと取り組んできました。負けるわけにはいかない裁判です。

証人尋問の必要性、とりわけ瀬瀬先生証言の重要性、あるいは関西電力の地盤の調査が極めて杜撰なものであることを再度、忌避理由の主張の中で展開していきたいと思います。

新たな裁判体が忌避について判断することになると思います。「行政追随。安全審査万能」という在り方は、福島原発事故によって、許されないものとなっています。そこを踏まえて、人権を守る立場で公正な判断をお願いしたいです。

Q：忌避はハードルが高いと思います。今回の忌避実現の可能性はどうか。

A（海渡弁護士）：たくさんの忌避の先例の中で、「裁判長が公正な裁判をしていない」という理由で忌避が認められたケースはあります。

この訴訟の審理の状況を、別の部の裁判官が「何で瀬瀬さんの証人採用をしなかったのだろうか」と思う可能性はあります。忌避が却下されるときでも、その理由の中に「証人を採用しても良かったのではないか」というようなことを書く決定がでる可能性はあるんです。ぼくらの現実的な獲得目標としてはそういう決定を目指して、忌避審に書類を出すし、次の口頭弁論で「もう一回考えろ」と言える可能性に備えたいと思います。

ぼくは河合さんよりも多く忌避をやっていますが、忌避をやった裁判所に勝たせてもらった例が3件、そのうち忌避した裁判長に勝訴判決を書いてももらったのが2件。こちらの本気度が伝わって裁判所の姿勢が変わることがあるんです。

忌避とは、決定的に重要な瞬間に、裁判官に真剣勝負を挑む意味があります。記者の皆さんに聞いてみたいです。瀬瀬さんの証人尋問を聞いてみたかったと思いませんか。思うでしょ。思うんだったら、そう記事に書いてください。忌避が却下されて今の裁判官が戻ってきた時の裁判の展開が変わる可能性があるんです。ぼくらはそれを目指

しています。

A（中畠哲演さん）：島崎証人の採用を決めたのは内藤裁判長です。「この裁判を通じて、最も関心を抱いているのが基準地震動の問題」と言っ
て、自ら島崎さんを採用したのです。それを今日の対応、納得できないものがあります。前回の法廷で「よくぞ島崎証人を採用してくださった」お礼を言い忘れた悔いがありましたが、今日は「その必要がなかった」という思いです。

Q：忌避の申し立て後に裁判長が退廷の間際に何かおっしゃったようで、何を言ったのでしょうか。

A（島田弁護士）：民事訴訟法上、忌避の申立てがあれば、全ての訴訟活動が中断するわけです。それでそれ以後、裁判所としては何もできないので、そのことを言って退廷したということです。

<支援者からの質問・コメント>

▼Iさん（大阪府）：大切な日に立ち会えてどうもありがとうございました。全国的には原発を蹴飛ばせそうな雰囲気が出たかなと思います。東芝は潰れかかっていますし、東芝をひたすら支援してきた安倍さんも雲行きが怪しいです。裁判にだって、それは影響するだろうなあと
思います。どこから崩れるかわかりませんが、原発（維持体制）を崩す一つの瞬間がくると思っ
て、一緒に頑張りたいと思います。

▼Aさん（滋賀県）：瀬瀬さんが委員会で話された資料を情報公開請求された件ですが、その資料は何ですか、私たちが見ることはできますか。

▼甫守弁護士：地震調査研究推進本部という組織が文科省にあります。そこでは随時、長期評価とか、レシピ（強震動予測手法）とかの成果物の検討や改訂作業を行っています。私が今年の1月に「昨年12月にレシピが修正されたけれども、それについての検討資料一切」みたいなことで請求すると、今日パワポで挙げたような資料、強震動評価部会や予測手法検討分科会で使われた瀬瀬さ

んの資料ですとか、委員の名前を「☆」とか

「△」とか「○」にしてそれぞれ何と言ったか逐語調の「議事概要（案）」とかも出てきました。そんなのは長期評価部会にはなくて、島崎さんがこれを見て「強震動評価部会ってすごいね」とびっくりしていました。そういう丁寧なのが強震動評価部会から出てきます。これはホームページでは公開されていません。だから、情報公開請求という手続きをする必要があります。

この中で瀬瀬さんは「熊本地震というのは、強震動予測を予めしていた活断層で発生した初めての地震であって、布田川断層帯での強震動評価はどうだったか」といって、2002年の長期評価では断層の長さ27kmぐらいの設定になっていたの
で、入倉・三宅式に当てはめるとマグニチュード6.7から7.0ぐらいにしかならない。そういう具合に（ア）ではうまくいかない。でも（イ）のほうでやると比較的うまくいく」と説明しています。

「（地震後のデータによる）インバージョンをやったら入倉・三宅式もちゃんと説明できるので、入倉・三宅式は間違っていないけれども、予測の上では（イ）を使うべき。そっちのほうが安定的な予測ができることが分かった」というようなことが書いてありました。

▼鹿島弁護士：情報公開請求でもらった資料は、私たちが公開しても大丈夫ですか。

▼甫守弁護士：情報公開請求というのは「万人に公開しても良い」が前提のことですので、大丈夫です。

▼Wさん（富山県）：田中委員長は、「合格を出したからといって安全だとは保証しません」と言っていて、電力会社や政府は「世界一厳しい基準に合格したから安全です」と言っていますが。

▼島田弁護団長：そういう意味で、原発については究極の無責任体制があるわけです。今日の裁判所の態度もその無責任体制に乗かって、「安全性については行政にお任せです」ということを明言するに等しい態度でした。

▼中畠代表：皆さんも読まれたと思いますが、島崎先生が朝日新聞の長いインタビュー（編注：7月1日付朝日新聞）の中で、今のご質問の件については、こうおっしゃっています。

「規制委は、再稼働すべきかどうかを審査しているのではないのです。一定規模以上の事故が1基あたり100万年に1回程度を超えないようにする安全目標を掲げ、それぞれの原発が規制基準を満たしているのかどうかを審査しているだけです。世界最高水準の規制基準という言葉が独り歩きしていますが、単に日本が地震国、火山国だから、その分、安全基準が厳しい、というくらいの話なのです。事故が起きないわけではありません」とはっきりおっしゃっています。

ちなみに、島崎先生が凛とした毅然とした科学者の主体性を持った証言の内容に感動しましたが、このインタビューの中でこうおっしゃるところがありました。

「もちろん、めげるときはありました。何度も名指して批判記事を書かれたり、政治家が我々の判断を『科学的でない』と公言したり。そういうときは、被災した人の手記を読みました。1人ひとりが大変な思いをされている。それを読み、『なにくそ』と」…頑張りました、とあります。「福島」をきちっと捉えている科学者だったから、あのような証言をされた。だから私としては次にさらに額瀨先生の証言を聞きたかったわけです。

▼Tさん（大阪府）：前定期日のあと考えていた2点です。まず、関電は、入倉・三宅式を用いる計算方法への批判が広がることを阻止して幕引きしたいだろうと思います。それは、海渡先生がおっしゃった「関電になめられた裁判体」ということよりも、甬守先生が今日のプレゼンで強調なさったポイントのように、関電・規制庁にとって「一番嫌な原告主張」の裁判になっているからだろうと思います。もう1点は質問になりませんが、反対尋問に答える随所に、島崎さんの考え方を感しました。自然科学の営みで、資金力やハイテク技

術に支えられた調査・研究方法だけではなく、研究者の五感やセンス、長年培われてきたスキルなどを大切にする姿勢です。昨夜は、赤松純平先生意見書を読んで、反射法地震探査のあたりに同様なことを感じました。人体への医療に例えれば、「CT画像、エコー画像を読みとる名医の眼」＝読影力というところです。地下の地盤のこと、変動地形学がきつと大事です。

▼海渡弁護士：我々のやっている裁判は、裁判長とこの合議体がまともな裁判官に変わったとたんに勝てる裁判、そういう形でちゃんと出来ていると思います。陪席はどんな人か分かりませんが、今の内藤裁判長の判断が問題だと思います。だけでも、何を間違ったか島崎さんを証人に採用してしまった。彼は「間違った」と思っているかもしれません。そして、ここまで突っ込まれてきて、そして、忌避になった。これは同僚裁判官からある意味でピアレビューというか「あなたたちちょっと、変な裁判をやっていませんか」と言われたら、また、動揺する可能性もあります。

ぼくは、高裁も含めて日本の裁判官のうちの1割か2割かまともな裁判官がいると思っている。そういう人に当たった時には勝てるような記録を作っていくことです。

証人尋問する予定だった事項について、証人申請した先生に書面尋問ができて、それを裁判所に送れば、証言と同じようなことになるわけです。それをこれから検討します。私たちのやるべきことはいろいろ残っているし、次の時点（おそらく2、3ヶ月後）にはもういちどあの裁判長と対面しなければいけないので、その時までには、パワーアップしておきたいと思います。

◆「裁判の会」事務局長 嶋田さん

皆さま、本日はどうもありがとうございます。額瀨先生のお話、聞きたかったですね。ある程度は予想していたとは言え、こんな結果になったのは、びっくりでした。忌避という瞬間に立ち

会われた皆さんも、良かったのか、悪かったのか、良い経験になったと思います。

今日まで、裁判所に厳正な裁判をしてくれというこの大きなハガキ、120 円切手で出せます。まだ、裁判は終わっていませんし、忌避をしたかどうかです。ハガキを更によろしくお願ひいたします。弁護士の先生方、いろいろありがとうございました。

控訴審傍聴バスは走る

(以下、大阪 T さんと兵庫の K さんが集めたバス利用参加者の声です。)

■事務局 O さん：福井県の安全専門委員会で田島委員が「このままではおかしい。安全専門委員会だけで決めず、この場に専門家を呼んで、公開で基準地震動の策定方法が正しいか討論しあうべきだ」という意見を出した。終了後記者が中川委員長に聞きに行ったらそれはしないという回答、私たちは委員長の解任要請と、公開討論すべきという二点を、6 日 15 時から県に申し入れる。明日明後日は田中委員長が福井に来るなどなかなか厳しいところはあるが諦めずに声を上げていく。内藤裁判長宛の葉書、ある程度はプレッシャーになっていると信じる、面倒なのに快く出して下さった方々に感謝。

■Mr さん（おおい町）：ケーブルテレビで規制委員会が作ったビデオを流している。先日後藤政志さん、守田敏也さんに大飯町役場で話をしてもらった。1/4 サイズの格納容器で実験したビデオで後藤さんが説明して下さい。役場の方も来ていたが、アンケートを見るとガチガチの推進。ビデオでは福島事故の「反省」で UPZ 圏は避難する必要がないと言い出した。放射能漏れを 100 テラベクレル以内に抑える対策をしたので安心して屋内退避して下さいとか徹頭徹尾いい加減な対策、それを規制庁が認めた形。テロ対策も国任せ、子供だましのような状態で再稼働に向け

と進められている。

関電の住民向け見学会では、いまは大容量のポンプ車があるから大丈夫という説明。原発は安いという宣伝、処分先も決まってない使用済み核燃料の処理費用入れても 1.5 円増えるだけ。免震重要棟も、基準地震動が変わって遅れた、島崎さんの意見でまた遅れると。7 月 20 日区長らを集めて説明会があり、私は出席して発言するつもり。

■Ms さん（おおい町）：弁護士さんのわかりやすい説明にもかかわらず、裁判長が却下。地元の議員の中には推進一色ではまずいのではないかと、という方も出てきた。地道に働きかけていきたい。

■Y さん（吹田市）：会には入っているが初めて来た。故郷は小浜市で大飯から 10 km 圏内。大阪では福島の二の舞が近畿であり得るということにも鈍感で、なんとかしようと、先月くらいから月一回駅頭に立っている。自由なラジオという番組で、小出裕章さんが松本の駅前で毎月 3 日にスタンディングを始められたというのを励みに思いながらやっている。

■F さん（福井）：裁判というのはすごく長くかかるな～、生きていられるかな～が実感。

■T さん（坂井市）：私たちの正義、あれだけの理論がバックにある、その正義が勝たなくて、この日本の次はありえないと思う。

■S さん（小浜市）：素直に考えたら、どうしても私たちが勝つのに、なんで勝てないのか。海渡弁護士がおっしゃったように、メディアがちゃんと声を発信してほしい。

■M さん（若狭町）：証人を出さないのは関電の自信のなさかなと思っていたら、海渡先生から、実は裁判所をなめきっているのだよと。その言葉を聞いて、どこまでも本当に傲慢な会社だなと、関電への怒りがあらためて湧いてきた。

■O さん（敦賀市）：休憩を挟んでの言い訳をした挙句、証人はいないという結論。そこら辺の言い回しは真理追及の意欲の低さだと思う。

■N さん（福井市）：裁判長の腹はもうこれ以上

は原告の言うことは聞かないという、それを最初から決めていたような、でもそこまである意味では追いつめてきた面もあるかなという気もした。私たちの側に理があるとあらためて強く感じた。

■Wさん（福井）：最後に弁護士さんが、まともな裁判官なら勝っているというのがすごく印象に残った。あの裁判長が福島で起きたことを自分の事として真剣に考えたならば、今日のような言葉はなかったと思い、本当に今日は残念。

■Sさん（福井市）：10分間休憩と言い出しておかしいと思い始めた。あれは証人申請を消すためのショーをしていたのだと思う。

■Oさん、Mさん（武生市）：二人とも傍聴券当たったが、ほかの人に入ってもらった。裁判がどうなろうと最後には我々が勝たねばならん。デモの妨害を許さず正々堂々と我々の主張をして、最終的には我々が勝つまで頑張る。

■Fさん（近江八幡市）：原発がいったん事故を起こしたら風に乗ってあつという間に琵琶湖、だから自分たちの命も危ないという危機感を滋賀の人たちは持っている。

■Hさん（あわら市）：今日の裁判長の、聞かなくてもなんでもわかっている、みたいな姿勢には腹が立った。

■Sさん（福井市）：福井でも毎週金曜日と毎日昼にスタンディングをしている。福井県がその行動を見苦しいからやめよと、お願いという形で言ってきた。私たちは一回目の質問状を出し回答ももらったが、県はとにかく、みっともないからとしか言わない。その基準はなににもない。1回目は多数の激励のメールが寄せられた。今度もメールなりいろんな方法で活動を支援してほしい。

私たちが裁判や色んな事で諦めてしまうのは、福島を忘れてしまうことに他ならない。そんなことは絶対してはならないと思っている。

■Hさん（高浜市）：志賀原発2号を止めるという判決を出した井戸裁判長だが原告が忌避した。でも裁判では原告側勝訴の判決を書いた、内藤裁

判長がどうなるかわからないが、楽観する事もないけど悲観することもないと思う。

■Oさん（事務局）：沖縄の80歳の島袋文子さん、あの時私は反対していたということを孫やその孫にそう伝える、そのために頑張っている。目の前で勝つことはなかなか難しいかもしれないけど、そういう思いで私は今ここに座っていると。私たちもなにがあろうが一喜一憂せず、自分の信念をしっかりと持って、勝つまで闘えば勝つというつもりで、皆で引き続き頑張っていきたい。

■忌避申立理由書提出に際してのコメント■

7月10日（月）、金沢支部に対して理由書が提出されました。これは全21頁に及ぶもので、ウェブで全文が閲覧できます。可能な方はご覧になってください。その際に、弁護団より以下のようなコメントが出されています。

当弁護団は、本日、忌避申立理由書を名古屋高等裁判所金沢支部に提出しました。

前日期日における、内藤正之裁判長以下3名の裁判官による一審原告側の証拠請求却下は、島崎邦彦氏の証言（4月24日に実施）によって大飯原発の安全性や安全審査の信頼性に関する一審被告の主張が根本から打ち砕かれかけた状況において、この島崎証言を裏付ける重要証人・証拠の申請を却下したものであり、真実の解明に背を向ける行為であるとともに、客観的にみて、崖っぷちに立たされた一審被告への救済策にほかならない、きわめて不公正な訴訟指揮といえます。

今回の忌避申立理由書は、こうした裁判官らの不公正な訴訟指揮が、民事訴訟法第24条第1項に定められた「裁判の公正を妨げるべき事情」という裁判官忌避の要件に当たることを主張しています。

忌避申立理由書の19頁以下にも記載しましたが、福島第一原発事故前に、裁判所は行政による安全審査に追随するばかりでまともに住民側の主

張を取り上げず、結果として福島事故を防げませんでした。裁判所による今回の不公正な訴訟指揮は、この福島の反省を忘れる暴挙であり、「裁判所は再び原子力ムラに与するのか」との国民の強い怒りを買うことは必定といえます。

今回の忌避審を通して、裁判所が、福島事故を防げなかった反省に立ち返り、住民側の主張立証にも耳を傾ける公正な立場で裁判を行うようになるよう、力を尽くしたいと思います。

■その他のお知らせ■

■ハガキキャンペーンの報告&お礼

26 月上旬より、金沢支部の 3 裁判官に対して、慎重な審査を求める B5 版のハガキを送付する葉書キャンペーンを行いました。5000 部を印刷し、約 1000 人の「裁判の会」の会員には、一人 3 枚ずつ合計 3000 枚を送付、その他に協力を申し出ていただいた団体・個人の皆様に残りの 2000 枚を送付しました。多くの方々にご協力をいただき感謝申し上げます。

■島崎氏インタビュー記事 3 紙掲載

さる 4 月 24 日の口頭弁論期日において、証言台に立った島崎邦彦氏のインタビュー記事が今回期日の直前に新聞 3 紙に掲載されました。7 月 1 日付の朝日新聞、7 月 2 日付の中日新聞と日刊県民福井（この 2 紙の記事内容は同一）です。朝日新聞及び県民福井の記事から一部抜粋します。

■朝日新聞

（本誌 20 頁の中畠哲演さんのコメントも参照）
・「自然に対し、どういう態度を取るのかということだと思います。我々にとって自然はある意味、神様で絶対的な存在です。どんな緻密な理論でも、自然が違う結果を示せば『その通りでございませう』と言うしかない。だけれど、ものを造る側の人は、自然に対する謙虚さが薄いかもしれません。あの津波で学んだはずでしたが、いまだ変

わっていない人もいます」

・「都合の悪い科学的事実に対峙したい人は、科学として取るに足らない異論であっても、それを持ち出して、あたかも『まだ専門家が一致していない』という方向に持っていこうとします」

■日刊県民福井

・「関電はかつての大飯原発の地震想定で 3 つの断層が連動する場合を試算していたが、新規制基準への適合を申請する際には三連動にできなかった。規制委在任中に、何度も関電にやり直しを求めて、ようやく出してきた。断層の深さも 4 キロで申請していたが常識的にあり得ない。それで 3 キロに変わった。規制委は余裕を持たせたとアピールしているが、そうではなく、当たり前のことだ。」

・「自然は何を起こすか分からないというのが東日本大震災の教訓だが、{規制委は} 自然に対して謙虚にならず（原発をめぐる）不都合な真実を覆い隠そうとしている。もはや地震がないことを祈るだけです。」

■前回通信の日付訂正

前回の『かたくり』通信 27 号に掲載した弁護士団声明の日付が誤っていました。下記のとおり訂正いたします。「4 月 25 日」→「4 月 27 日」

■裁判の会の定例学習会

*ローカル学習会です。

6 月 25 日（日）、第 7 回定例学習会「フクシマは終わらない—元除染作業員の話」（お話：木下健一郎）を行いました。

第 8 回定例学習会は、7 月 23 日（日）、河合弁護士制作の「日本と再生 光と風のギガワット」を上映予定。時間は 10 時からと 14 時からの 2 回。場所は嶋田病院（福井市）7 階のいちごホール。料金は 300 円です。

新聞スクラップ。

11 裁判官忌避の申
17 理由書を提出
大飯原発訴訟住民側
関西電力大飯原発3、4
号機（おおい町）の運転差
し止め訴訟で、内藤正之裁
判長ら裁判官二人の忌避を
申し立てた住民側は十日、
高裁金沢支部に提出した。
「東京電力福島第一原発事
故の犠牲と教訓が裁判所の
中で忘れ去られようとして
いないか、危惧を禁じ得な
い」などとしている。
内藤裁判長は五日、大飯
原発で関電が想定する地震

の妥当性を検証するため住民側が行った証人申請を却下。地震想定を巡っては、元原子力規制委員で、同原発の地震対策の審査を指揮した島崎邦彦東京大名誉教授（地震学）が四月、基準地震動（耐震設計の目安となる揺れ）が過小評価になっていると証言した。

住民側の島田広弁護団長は「島崎証言を裏付ける重要証人の申請を却下し、極めて不公正な訴訟指揮だ」と批判している。

住人側証人申請を却下

大飯3、4号機
差し止め控訴審

2017
7/6 日刊國人民
原告

原告 裁判官交代申し立て

関西電力大飯原発3、4
る。

号機（おおい町）の運転差し止め訴訟控訴審の第十二回口頭弁論が五日、名古屋高裁金沢支部であり、内藤正之裁判長は、原告の住人側が申請した東京大地震研究所の額^{ひき}續^つ一起教授らの証人尋問を却下した。原告側は不服として内藤裁判長ら裁判官三人の交代を求める忌避を申し立てた。控訴審の審理は中断し、名古屋高裁の別の裁判官が後日、忌避について審理する。

前回の四月下旬の口頭弁論では、元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦・東京大名誉教授（地震学）が原告側の証人として出て、閔電による地震想定について「過小評価の可能性があり、（算出方法に）大変な欠陥がある。閔電が算出に用いた計算式は、使用の方が間違っている」と主張した。

原告側によると、額^{ひき}續^つ氏も学会などで「活断層の地

震動予測には、別の計算手法を用いるべきだ」との見解を表明している。このため、原告側は「瀧縄氏は証人として採用し、島崎氏の証言の正しさを再確認してほしい」と求めた。

これに対し、内藤裁判長は「地震学などの専門家の意見書、論文は多数提出されている。裁判所としては判断できる資料が収集されている」と考えている。証人の必要性はない」と述べ、原告側の証人申請を却下。

その場で原告代理人が「(竊)竊氏の証人尋問などは、公正な審理に不可欠。裁判所に真実を究明する意思があるか、深い疑念がある」と述べ、忌避を申し立てた。

閉廷後の記者会見で、原告側の河合弘之弁護士は「真理を究明する気がなければ、公正な判決は出せない」と内藤裁判長の訴訟指揮を批判した。

一方、関電側の代理人は「口頭弁論で」「(関電側は)必要な主張、立証は尽くした」と述べた。閉廷後、関電の広報担当者は「大飯原発の安全性が確保されていることを裁判所に理解いただけるよう、引き続き真摯に対応していく」とコメントした。

(松尾博史)

住民側 新たな報告書

「揺れ過小評価」裏付け

性を担保するものではない。住民の安全を守るのは裁判所しかない」と話した。

【日向梓】

【日向梓】

関西電力大飯原発
3、4号機(おい町)

大飯控訴審

70606
L
每日



記者会見で報告書の内容などについて説明する
住民側弁護団の島田広:弁護団長—金沢市で

ビッグデータ

鯖江市

情報学研究所(NII、

島
p/

サイ
安芸
検
nkei
協議

天橋

三景
島 丹後
三景
//nih
三景

日本
陸前松
日本
http
国

▼編集ノート：裁判官の忌避

という事態になりました。昨年8月末の規制委による幕引き後に、島崎氏の証人尋問を決めたわけですから、「規制委員会が・・・」という判決は書けないはずです。

▼今回も怒涛のような編集作業でした。泣く泣くカットしたところもあります。21 頁に及ぶ理由書はぜひ何とかダウンロードして目を通していただければと思います。

▼・・・と書いたところで忌避却下の情報（7月16日）。状況はさらに急展開です。同封の緊急29号をご一読ください。裁判は天王山を迎えつつあります！